

○取手市奨学金貸付条例施行規則

平成4年3月31日

教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、取手市奨学金貸付条例(平成4年条例第8号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の募集)

第2条 奨学生の募集は、次の事項を明らかにして公募により行う。

- (1) 資格
- (2) 貸付人員及び貸付金額
- (3) 募集期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、奨学生の募集に関し必要と認められる事項

(学費の支弁が困難と認められる者)

第3条 条例第2条第2号に規定する学費の支弁が困難であると認められる者とは、その者が属する世帯の前年の所得額が生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)のうち、次に掲げる扶助の基準額(教育委員会が認めたものに限る。)により測定した当該世帯の需要額の2.0倍未満である世帯に属する者及びこれに準ずるものとして教育委員会が認めた者をいう。

- (1) 生活扶助第1類及び第2類
- (2) 生活扶助期末一時扶助
- (3) 生活扶助母子(父子)加算
- (4) 教育扶助
- (5) 住宅扶助(家賃等の月額が住宅扶助の基準額に満たないときは、当該家賃等の月額を住宅扶助の基準額とみなす。)
- (6) 生業扶助

(願書の提出)

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を教育委員会の定める日までに推薦学校長を経由し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書(様式第1号)
- (2) 奨学生推薦調書(様式第2号)
- (3) 住民票記載事項証明

- (4) 所得状況を証する書類
- (5) その他家計内容調査に必要な証明書

(奨学生の選定)

第5条 奨学生は、取手市奨学生審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て、教育委員会が選定する。

(奨学生審査会の組織)

第6条 条例第11条に規定する審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) 教育総務課長
- (4) 指導課長
- (5) 市内小・中学校長代表
- (6) 市内高等学校長代表
- (7) 福祉事務所長

(会長及び副会長)

第7条 審査会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第8条 審査会は、教育委員会が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(選定通知)

第9条 教育委員会が奨学生を選定したときは、奨学生選定通知書(様式第3号)を在学又は卒業した学校長を経て、本人に通知する。

- 2 前項の規定により通知を受けた奨学生は、誓約書(様式第4号)及び在学証明書を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金の貸付け)

第10条 奨学金は、次の表により本人に貸し付ける。

期別	期間	貸付月
第1期	4月から9月まで	4月
第2期	10月から3月まで	9月

(奨学金の返還方法)

第11条 条例第8条第1項に規定する奨学金の返還は年賦、半年賦又は月賦によることができる。

(返還の猶予)

第12条 条例第8条第2項の規定による奨学金の返還猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予願(様式第5号)によりその旨教育委員会に申請しなければならない。

(奨学金の減免)

第13条 条例第8条第3項の規定による奨学金返還の減免は、奨学生であった者が次の表の左欄に掲げる事情に該当する場合に、同表の右欄に掲げる額について行うことができる。

事情	減免額
死亡したとき又は心身障害の程度が別表の第1級に相当すると認められるとき。	返還未済額の全額又は一部の額
心身障害の程度が別表の第2級に相当すると認められるとき。	返還未済額の4分の3以内の額

2 前項の規定により奨学金の返還の減免を受けようとする者は、奨学金返還減免願(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 家庭状況調書(様式第7号)
- (2) 戸籍の一部記載事項証明(死亡による奨学金の返還の減免を受けようとする場合に限る。)
- (3) 心身障害の状況を証する医師の診断書(心身障害による奨学金の返還の減免を受けようとする場合に限る。)

(猶予、減免の決定)

第14条 教育委員会は、前2条の規定による申請を受けたときは、正当と認められる者について当該奨学金の返還を猶予し、又は減免することができる。

(延滞利子の端数計算)

第15条 条例第9条ただし書の規定による延滞利子を計算する場合は、取手市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和49年条例第5号)第4条の規定を準用する。

(借用証書等の提出)

第16条 奨学金の貸付けが完了した者又は貸付けを廃止された者は、奨学金借用証書(様式第8号)及び奨学金返還明細書(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。

(連帯保証人等の変更)

第17条 奨学生は、特別の事情がある場合には、その連帯保証人又は保証人の変更を求めることができる。

2 前項の規定により連帯保証人又は保証人を変更しようとするときは、連帯保証人(保証人)変更願(様式第10号)により教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項による変更を必要と認めるときは、これを認めることができる。

(異動の届出)

第18条 奨学生は、条例第7条第1号又は第10条各号の規定に該当したときは、速やかに身上異動届(様式第11号)を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金復活の届出)

第19条 条例第7条第2号の規定により奨学金の貸付けを停止された奨学生が復学し、奨学金の復活を希望する場合は、身上異動届により教育委員会に届け出なければならない。

(学業成績表の提出)

第20条 奨学生は、毎学年末の学業成績表を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第21条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。